

東京都入札監視委員会 第2回第一監視部会 審議概要

開催日及び場所	令和5年11月20日（月） 都庁第一本庁舎北塔33階 特別会議室N6	
委員	東京都市大学建築都市デザイン学部建築学科教授 小見 康夫（部会長） 弁護士 木下 潮音 弁護士 松本 はるか 弁護士 森岡 誠 計4名（敬称略） ※各委員はオンラインによる参加	
審議対象期間	令和4年10月1日～令和4年12月31日	
抽出案件計	5件	(備考)
一般競争	3件	
指名競争	2件	
随意契約	0件	
委員からの意見・質問、それに対する回答等	意見・質問	回答
	<議案1>（高額・高落札率事案）（一者入札事案）（同一事業者による長期受注事案） 新河岸水再生センター電気設備改良工事 [希望制指名競争入札]	
	Q 毎年に近い頻度で発注をしているとのことだが、それぞれの工事はどのような内容なのか。同じような内容だとした場合、まとめることはできないのか。	A 主に機械設備の老朽化に対応するための別途更新工事に対応する電気設備の工事である。常時稼働する施設で順次異なる部分を工事しているため、まとめることは困難である。
	Q 1回目の入札では予定価格超過となり、2回目で落札されている。落札者以外は応札しない状況が続く中、競争性の確保がうまくいっていない印象を持つが、発注者としての工夫は。	A 詳細に記載した仕様での発注や、発注予定表の公表、希望が少ない場合は業者を任意選定するなど、競争環境の整備に取り組んでいる。
	Q 継続して落札している業者と毎回辞退している業者がいるとのことだが、他の案件で逆の事象が発生していることはないのか。	A 明確に有無を把握はしていないが、複数の会社が希望された上で、ケースとしてはそのようなこともあり得る。一方で、適切な競争が生じるような仕様で発注し、希望が少ない場合は業者を任意選定するなど、競争環境の整備に取り組んでいる。
	Q 本件が長期受注となっている中で、任意指名業者を変えて参入拡大を促すことはないのか。	A これまでも任意指名する業者を変えるなど取り組んでいるが、引き続き工夫をしていく。
Q 施設の改修や再構築について、長期の	A 局の事業として、5か年の経営計画と	

<p>発注予定等を外部に示しているのか。 また、抜本的な再構築は計画されているのか。</p>	<p>して大まかなものを示しているが、年間発注予定表を見てもらうのが、事業者には一番わかりやすいかと思う。 再構築の計画については不確定要素が高く公表できる状況にはないが、今後も予定されていくものとする。</p>
<p><議案2> (高額・高落札率事案) (1者入札事案) 森ヶ崎水再生センター発電設備再構築その3工事[一般競争入札]</p>	
<p>Q 再発注に当たり予定価格が増額となっている理由は。 また、再発注につき予定価格が事前公表となった中で、参加者が減ったことについて、ヒアリングはしているのか。</p>	<p>A 再発注に当たり積算をやり直した結果として増額になったものである。 また、再発注では契約締結に至ったため、参加者が少なかったことについてヒアリングは行っていない。</p>
<p>Q 予定価格の増額理由は、為替レートの影響でガスタービンの値段があがったとのことだが、詳細は。</p>	<p>A 初回発注時の見積もり徴取後にウクライナ侵攻が発生し、大幅な為替レートの変動等が発生したことが要因である。非常に特殊な状況であったと認識している。</p>
<p>Q ガスタービンが輸入とのことだが、特定の国あるいは製造業者のものを入れることが既定だったのか。</p>	<p>A 発電機は受注者が買い納入することになるが、発電量の大きさや建物の大きさ等の条件に合うものとなると、特定の機器になってしまうと認識している。</p>
<p><議案3> (高額・高落札率事案) 東京都江戸東京博物館(4)改修工事[一般競争入札]</p>	
<p>Q スーパーゼネコン2者により競争がなされた事案だが、このような大規模・特殊な工事において予定価格はどのように算定しているのか。 また、参考見積りに当たっては、入札参加が見込まれる者からも見積りを徴取するのか。</p>	<p>A 基本的には他の工事と同様に積算を行い、予定価格を算出している。一方で、既存建物の改修工事であることから、特殊な内装の仕上げ等については見積りにより採用した単価により積算している。 単価の採用のための見積りは、材料メーカー等から直接取るため、入札参加が見込まれる施工会社から取ることは無い。</p>
<p>Q 元施工はどこか。 また、外装に関する積算に当たっても、外装に関わる業者にヒアリングをされたのか。</p>	<p>A 元施工は鹿島建設を中心としたJVである。 外装については、概ね積算標準単価があるため、見積等はほとんど取っていない。</p>

<p><議案4> (高額・高落札率事案) (1者入札事案) 神田川整備工事 (その157) その2 [希望制指名競争入札]</p>	
<p>Q 希望者が少ない中、これ以前の工事の落札者等を指名しなかった理由は。</p>	<p>A 総合評価方式の希望制指名競争入札においては、任意指名した場合、恣意的であると認識されるおそれがあることから、希望者の中からのみ指名する運用としている。</p>
<p>Q 第1回目は3者参加し、1者のみ2回入札し予定価格超過、第2回目は2者参加し1者のみ入札し落札されている。それぞれの回で、落札者以外の業者は希望したにもかかわらず辞退しており、業者間の調整があるのではないかと思わせられるが、どう考えるか。</p>	<p>A 落札者は、神田川における工事を数多く受注しており、地域的に慣れているという点がある。また、辞退した業者は他の工事の受注の関係で技術者が配置できなくなったことも想定される。業者間で何らかの調整があったとは想定していない。</p>
<p>Q 辞退者が下請に入っていることはないか。</p>	<p>A 下請については確実に毎回確認しているところであるが、そのような事実はない。</p>
<p>Q 本件を総合評価方式で発注した理由は、難易度が高く参加可能な業者数が少ない工事なのか。</p>	<p>A 建設局として、同種の護岸工事はマニュアルに基づいて、原則として総合評価方式により発注するものとしている。 一方で、工事に参加しうる同種類似工事の実績者は多数いるが、本工事の施工環境の困難性などから経験値が高い業者が希望したものと認識している。</p>
<p><議案5> (高額・高落札率事案) 高月給水所から八王子市加住町一丁目地先間配水本管 (700mm) 新設工事 [一般競争入札]</p>	
<p>Q 非常に参加者が多く落札率も約93%と競争性が高い案件となっているが、その理由をどのように考えているか。</p>	<p>A 多摩地区でシールド工事を発注することがそれほど数がない等の理由から、参加希望者が多くなったものと認識している。</p>
<p>Q 多数の参加者があったことについて、利益率の高さや比較的容易な工事であるといった要因はあるのか。 また、このように多数の参加者があることは珍しいことなのか。</p>	<p>A 利益率については判断しかねるが、発注内容に対して、業者からは技術的に一般的な施工方法により対応可能であると考えた者が多かったのではないかと認識している。 又、多摩地区での同種工事では同様の参加者数となることが多いと認識して</p>

		いる。
	Q 本案件の参加者が多い一方で、他局では希望が少ない案件もあるが、傾向はあるか。	A 知事部局、かつ高い価格帯の案件における傾向ではあるが、建築工事や土木工事に比べ、設備工事においては機器の高騰等もあり参加者が少ない傾向にあると考えている。
委員会による報告又は意見の具申	議案1から議案5について、入札契約手続きはルールどおりに運用されている。	